



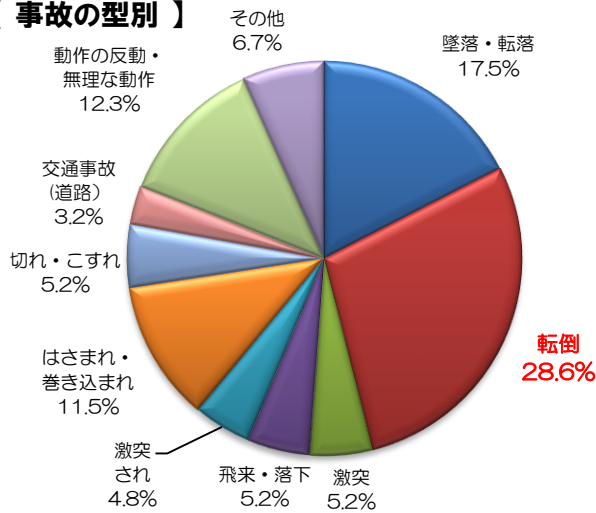
## 令和2年の労働災害発生状況(速報値)

業種 (13次防重点業種)	発生年	平成30年 全期	令和元年 全期	令和元年 1月~12月	令和2年 1月~12月	前年同月増減	
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	増減数	増減率
全産業		284(4)	290	257(0)	252(0)	-5	-1.9%
製造業		78	75	61	65	+4	6.6%
建設業		34(3)	37	35	45	+10	28.6%
土木工事業		14(1)	13	13	10	-3	-23.1%
建築工事業		14	18	17	26	+9	52.9%
その他建設業		6(2)	6	5	9	+4	80.0%
陸上貨物運送事業		35	40	38	33	-5	-13.2%
林業		7(1)	2	2	4	+2	100.0%
小売業		26	38	34	20	-14	-41.2%
社会福祉施設		36	30	28	24	-4	-14.3%

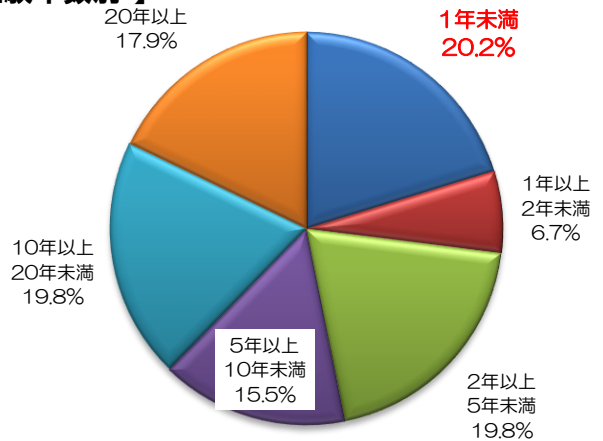
※ 災害件数は毎年1月から12月までに発生した休業4日以上の死傷災害について、労働者死傷報告を基に集計し、翌年の3月末日までの提出分をもって確定させます。

## 災害分析 令和2年12月末(速報値)

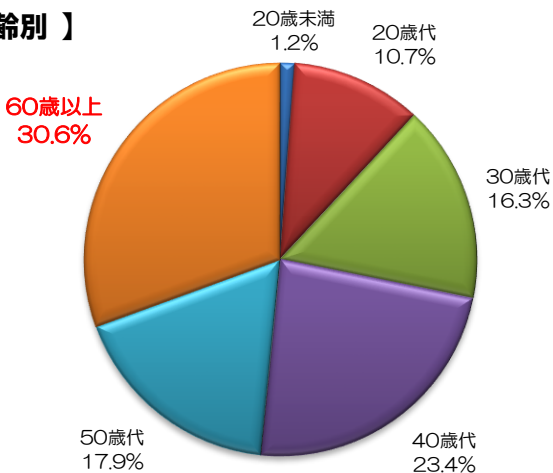
### 【事故の型別】



### 【経験年数別】



### 【年齢別】



### 【災害の傾向と対策のポイント】

#### 【事故の型別】

全体の4分の1以上を転倒災害が占めています。作業場所を整理・整頓するとともに段差等の転倒リスクの解消、見える化を図るなど、転倒災害防止に努めましょう。

積雪・凍結による転倒災害にも留意。※裏面参照。

#### 【経験年数別】

経験の浅い労働者の災害が目立つ一方で、各階層においても災害が発生しています。新規採用時の教育を徹底するとともに、経験期間に応じ定期的な再教育を行うこと等により災害防止に努めましょう。

#### 【年齢別】

60歳以上の高齢労働者の災害が約3分の1を占めています。昨年3月に厚生労働省が示した「エイジフレンドリーガイドライン」を参考に、高齢労働者に配慮した職場づくりに努めましょう。

# 冬季転倒災害防止について ～STOP！転倒災害～

転倒災害は、労働災害全体の約4分の1を占めており、転倒災害の多くが1月から3月の冬期間に集中しています。特にこの冬は、昨年末の大雪に加え、年明け以降も寒波が続いており、例年以上に注意が必要な状況となっています。

積雪後は、昼間に溶けた雪が夜間凍結し、帰宅時や出勤時に駐車場内での転倒災害が多発する傾向にありますので、作業場所と合わせ駐車場の雪かき、凍結防止剤の散布等、転倒災害防止に努めてください。

## 対策のポイント

- ✓ 会社敷地内、駐車場、出入口等の滑りやすい場所を確認し、構内安全マップ等を作成し関係者に周知しましょう。
  - ✓ 屋外の階段、スロープ、屋外通路、駐車場までの経路等は特に危険ですので、以下の措置を
    - ① 降雪後は常に除雪し、積雪・凍結状態とならないよう努めましょう。
    - ② 凍結が予想される場所は事前に凍結防止剤を散布しましょう。
    - ③ 通路や出入口等で凍結しやすい場所は、凍結防止機能付きマットを敷く等の対策を講じましょう。
  - ✓ 出退勤時の履物について、滑りにくい（滑り止めの付いた）履物や、脱着式の滑り止め具の着用を推奨しましょう。
  - ✓ マンホール、側溝の蓋などの金属製の物の上は、積雪で滑りやすくなるので注意しましょう。
  - ✓ 冬期間の転倒災害防止について、労働者に対し、上記を踏まえた安全教育を適宜実施しましょう。
- ※詳しくは、[監督署だより令和元年11月号](#)をご覧ください。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

昨年末以降、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が大幅に増加傾向にあり、感染拡大地域においては緊急事態宣言が発令され、県内でも連日新規感染者数が高止まりで推移しています。

このような状況の中、県内においても事業場内での感染に関する報告や相談が増加しております。

各事業場においても、新型コロナウイルス感染症防止に努めていることと思われませんが、改めて以下を確認し感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

### ～ 職場における「4つ」の対策ポイント ～

**換気**



室内では  
こまめに換気をしましょう

**密**



席や更衣室で、人と  
適切な距離をとりましょう

**共用**



複数人での備品の共用は  
できる限り避けましょう

**休**



体調が悪い場合は、  
軽めの症状でも  
休みましょう・休ませましょう

感染防止の3つの基本である①**身体的距離の確保**、②**マスクの着用**、③**手洗い**の徹底もお願いします。

厚生労働省では、「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を作成し、事業場内における感染拡大防止対策の点検を呼び掛けています。

各事業場においてはチェックリストを活用し、社内の感染症対策状況を点検いただくとともに、対策に不備がある場合には改善いただき、感染症拡大防止に万全を期すようお願いします。

なお、本チェックリストは、全国の感染状況の動向を踏まえ、チェック項目がリニューアルされます。使用する際は、その都度最新のものをご利用いただくようお願いします。

※詳しくは・・・

[コロナウイルス チェックリスト](#)

[検索](#)

※県内では、1月31日まで「令和2年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を展開中です。各事業場においては、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めつつ、労使一丸となった安全管理活動を展開し、労働災害の防止に努めてください。



労基署は「**転ばぬ先の杖**」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112